

新	旧
<p>(データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価)</p> <p>4 - 5 データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価については、次による。</p> <p>(1) 用語の意義</p> <p>この項において用いる用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>イ 「ソフトウェア」とは、データ処理機器の運用に関する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機器に使用されるデータをいう。ただし、サウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない。</p> <p>ロ 「キャリアメディア」とは、磁気テープ、メタルテープ、磁気ディスク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいい、集積回路、半導体及び類似のデバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品を含まない。</p> <p>(2) 評価上の取扱い</p> <p>イ ソフトウェアを記録しているキャリアメディアの課税価格は、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別される場合はキャリアメディアの価格とする。</p> <p>ロ キャリアメディアの価格には、キャリアメディア自体の価格、ソフトウェアをキャリアメディアに記録するための費用等を含む。</p> <p>(3) 税関における確認の時期及び方法</p> <p>ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別されているか否かの確認は、原則として当該キャリアメディアに係る納税申告の時、仕入書等の関係書類に基づいて行う。</p> <p>(注)この項の規定は、ソフトウェアがキャリアメディア以外の貨物に記録又は内蔵されている場合の当該ソフトウェアの評価上の取扱を定めたものではない。</p>	<p>(データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録した媒体の評価)</p> <p>4 - 5 データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録した媒体の評価については、次による。</p> <p>(1) 評価上の取扱い</p> <p>ソフトウェアを記録している輸入媒体(以下「キャリアメディア」という。)の課税価格は、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別される場合はキャリアメディアの価格とする。</p> <p>(2) 用語の意義</p> <p>この項において用いる用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>イ ソフトウェアとは、データ処理機器の運用に関する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機器に使用されるデータをいう。ただし、データ処理機器に組み込まれているもの又はサウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない。</p> <p>ロ キャリアメディアとは、磁気テープ、メタルテープ、磁気ディスク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいい、集積回路、半導体及び類似のデバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品を含まない。</p> <p>ハ キャリアメディアの価格には、キャリアメディア自体の価格、ソフトウェアをキャリアメディアに記録するための費用等を含む。</p> <p>(3) 税関における確認の時期及び方法</p> <p>ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別されているか否かの確認は、原則として当該キャリアメディアに係る納税申告の時、仕入書等の関係書類に基づいて行う。</p>
<p>(課税価格に含まれる容器の費用)</p> <p>4 - 10 輸入貨物の容器の費用については、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には法第4条第1項第2号ロ((課税価格に含まれる容器の費用))に規定する費用に該当し、当該容器が輸入貨物の一部を構成する場合で当該費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手に</p>	<p>(課税価格に含まれる容器の費用)</p> <p>4 - 10 法第4条第1項第2号ロ((課税価格に含まれる容器の費用))に規定する「容器」とは、法別表関税率表の解釈に関する通則5((ケースその他これに類する容器並びに包装材料及び包装容器の取扱い))の規定により「当該物品に含まれる」とされるケースその他これに類する容器及び</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>より無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、<u>同項第3号 買手が無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用</u>))に規定する費用に該当する。</p> <p>なお、「容器」とは、<u>法別表関税率表の解釈に関する通則5 ((ケースその他これに類する容器並びに包装材料及び包装容器の取扱い))</u>の規定により「当該物品に含まれる」ものとされるケースその他これに類する容器及び包装容器をいい、<u>法第14条第11号 ((再輸入する容器の無条件免税))</u>、<u>第14条の2 ((再輸入減税))</u>又は<u>第17条第1項第2号 ((再輸出する容器の免税))</u>の規定により、関税が軽減され又は免税されるものを除くものとする。</p> <p>(課税価格に含まれる包装に要する費用)</p> <p>4 - 11 <u>輸入貨物の包装に要する費用については、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には法第4条第1項第2号八 ((課税価格に含まれる包装に要する費用))</u>に規定する費用に該当し、当該包装が輸入貨物の一部を構成する場合で当該費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、<u>法第4条第1項第3号 ((買手が無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用))</u>に規定する費用に該当する。</p> <p>なお、<u>法第4条第1項第2号八 ((課税価格に含まれる包装に要する費用))</u>に規定する「包装に要する費用」には、材料費のほか、人件費その他の費用を含むものとする。</p> <p>(承認の際に付する条件)</p> <p>13 - 6 <u>製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間) 保存すべき旨の条件</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p><u>包装容器をいい、法第14条第11号 ((再輸入する容器の無条件免税))</u>、<u>第14条の2 ((再輸入減税))</u>又は<u>第17条第1項第2号 ((再輸出する容器の免税))</u>の規定により、関税が軽減され又は免税されるものを除くものとする。</p> <p>(課税価格に含まれる包装に要する費用)</p> <p>4 - 11 <u>法第4条第1項第2号八 ((課税価格に含まれる包装に要する費用))</u>に規定する「包装に要する費用」には、材料費のほか、人件費その他の費用を含むものとする。</p> <p>(承認の際に付する条件)</p> <p>13 - 6 <u>製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿、書類を2年間保存しなければならない旨の条件</u></p> <p>(3) (同左)</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続等)</p> <p>19 17 令第 53 条の 3 ((輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続))に関する用語の意義及び輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続等については、次による。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 令第 52 条第 1 項に掲げる貨物に係る戻し税の手続等については、次による。</p> <p>イ ~ 二 (略)</p> <p>ホ 令第 53 条の 2 第 1 項 ((輸出申告書に添付すべき書類))の規定により輸出申告書の添付書類として提出させる製造報告書等に記載させる「関税の払戻しを受けることができる原料品」の数量の端数処理は、整数位 (kg) までとし、整数位未満は切り捨てる。</p> <p>へ (略)</p>	<p>(輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続等)</p> <p>19 17 令第 53 条の 3 ((輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続))に関する用語の意義及び輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続等については、次による。</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 令第 52 条第 1 項の表に掲げる貨物に係る戻し税の手続等については、次による。</p> <p>イ ~ 二 (同左)</p> <p>ホ 令第 53 条の 2 第 1 項第 1 号 ((輸出申告書に添付すべき書類))の規定により輸出申告書の添付書類として提出させる製造報告書等に記載させる「関税の払戻しを受けることができる原料品」の数量の端数処理は、整数位 (kg) までとし、整数位未満は切り捨てる。</p> <p>へ (同左)</p>
<p>(輸入禁制品の取扱い)</p> <p>21 - 1 法第 21 条 ((輸入禁制品)) 第 3 項 ((公安又は風俗を害すべき書籍等の通知))の「関税法第 6 章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、関税法第 6 章 ((通関)) の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に同条第 1 項第 4 号 ((公安又は風俗を害すべき書籍等)) の禁制品に該当する貨物があってもその段階においては同条第 3 項の規定は適用されない。</p>	<p>(輸入禁制品の取扱い)</p> <p>21 - 1 法第 21 条 ((輸入禁制品)) 第 3 項 ((公安又は風俗を害すべき書籍等の通知))の「関税法第 6 章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は郵政官署から呈示された郵便物をいう。</p> <p>したがって、関税法第 6 章 ((通関)) の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に第 1 項第 4 号 ((公安又は風俗を害すべき書籍等)) の禁制品に該当する貨物があってもその段階においては第 3 項の規定は適用されない。</p>
<p>(該当通知)</p> <p>21 - 2 法第 21 条第 3 項の規定による通知は、「輸入禁制品該当通知書」(T - 1700)(外国郵便物にあっては、「外国郵便物輸入禁制品該当通知書」(T - 1710)を当該貨物を輸入しようとするものに直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項 ((定義)) に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することによって行う。ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達 2 の 4 - 1 の (3) 及</p>	<p>(該当通知)</p> <p>21 - 2 法第 21 条第 3 項の規定による通知は、「輸入禁制品該当通知書」(T - 1700)(外国郵便物にあっては、「外国郵便物輸入禁制品該当通知書」(T - 1710)を当該貨物を輸入しようとするものに直接又は配達証明付郵便をもって交付することによって行う。</p>

新	旧
<p><u>び2の4 - 2の(3)による公示送達によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 3 節 知的財産権侵害物品</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>21～21の5 1</u> この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第21条第1項第5号に掲げる特許権(特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。) 実用新案権(実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。) 意匠権(意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。) 商標権(商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。) 著作権、著作隣接権、<u>回路配置利用権</u>(回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。) <u>又は育成者権</u>(育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 「輸入者等」 輸入申告をした者及び<u>日本郵政公社から提示された国際郵便物の名あて人</u>をいう。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) 「輸入差止情報提供」 <u>回路配置利用権を有する者が、後記21の2 - 2(輸入差止情報提供の取扱い)により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。</u></p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) 「特許庁長官意見照会」 <u>法第21条の4第2項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求めることをいう。</u></p> <p>(14) 「通関解放金」 <u>法第21条の5第3項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭(同条第4項に規定する有価証券を含む。)をいう。</u></p> <p>(15) 「通関解放」 <u>法第21条の5第11項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。</u></p> <p>(各種通知書等の送付方法)</p> <p><u>21～21の5 2</u> 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関</p>	<p style="text-align: center;">第 2 3 節 知的財産権侵害物品</p> <p>(用語の意義)</p> <p><u>21～21の3 1</u> この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第21条第1項第5号に掲げる特許権(特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。) 実用新案権(実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。) 意匠権(意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。) 商標権(商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。) 著作権、著作隣接権<u>又は回路配置利用権</u>(回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(7) 「輸入者等」 輸入申告をした者及び<u>郵政官署から呈示された国際郵便物の名あて人</u>をいう。</p> <p>(8)～(9) (同左)</p> <p>(10) 「輸入差止情報提供」 <u>特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権を有する者が、後記21の2 - 2(輸入差止情報提供の取扱い)により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。</u></p> <p>(11)～(12) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(各種通知書等の送付方法)</p> <p><u>21～21の3 2</u> 税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸入者等若しくは権利者に直接又は配達証明付郵便をもって交付することとする。</p>

新	旧
<p>する法律第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することとする。<u>ただし、これらによりがたい場合には、関税法基本通達2の4-1の(3)及び2の4-2の(3)による公示送達によるものとする。</u></p> <p>(取締対象貨物)</p> <p>21-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、関税法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査(以下「審査等」という。)を行うこととする。<u>なお、平成15年3月31日までに特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品について行われた輸入差止情報提供は、同年9月30日までの間(当該情報提供の継続期間内に限るものとし、当該物品について輸入差止申立てが行われた場合には、当該申立てが効力を有する期間の初日の前日までの間)は、従前のとおりの取扱いとする。</u></p> <p>(1) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権若しくは著作隣接権又は育成者権</u> イ~ロ (略)</p> <p>(2) <u>回路配置利用権</u> イ~ロ (略)</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官 イ~ニ (略) <u>ホ 特許庁長官意見照会に係る手続</u> <u>へ 通関解放に係る手続(当該手続に係る供託命令を含む。)</u> <u>上~又 (略)</u></p> <p>(2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産権を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからへまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p>	<p>(取締対象貨物)</p> <p>21-4 侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、関税法の規定により輸入申告された貨物又は郵政官署から呈示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査(以下「審査等」という。)を行うこととする。</p> <p>(1) <u>商標権、著作権又は著作隣接権</u> イ~ロ (同左)</p> <p>(2) <u>特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権</u> イ~ロ (同左)</p> <p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官 イ~ニ (同左)</p> <p><u>ホ~チ (同左)</u></p> <p>(2) 総括知的財産調査官 総括知的財産調査官は、知的財産権を侵害するおそれのある貨物に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイからニまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p>

新	旧
<p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の八から下までの事務を処理させる。</p> <p>(認定手続)</p> <p>21 8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署イ（略）</p> <p>□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)（略）</p> <p>(ロ) 後記21の2 - 1の(1)の八の(イ) の Bに規定する実用新案権については、<u>同項の(1)の八の(イ) の Bに規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとする。</u></p> <p>(ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。<u>ただし、育成者権に係る疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日以内とする。</u></p> <p>八 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途として、次により行う。</p> <p>「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。<u>なお、育成者権に係る疑義貨物については、現品と輸入差止申立てにおいて提出された外観から真偽を識別する資料との照合により確認を行い、これにより認定することができない場合には、速やかに、DNA鑑定</u><u>の依頼を行うものとする。</u></p> <p>～ （略）</p>	<p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官 税関長は、監視部（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の八から上までの事務を処理させる。</p> <p>(認定手続)</p> <p>21 8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署イ（同左）</p> <p>□ 輸入者等及び権利者への認定手続開始通知</p> <p>(イ)（同左）</p> <p>(ロ) 後記21の2 - 2(1)八(イ) ()に記載の実用新案権については認定手続までに同項(1)八(イ) ()に規定する警告書の写しの提出がない場合には、手続は開始しないものとする。</p> <p>(ハ) 上記の場合において、輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。</p> <p>八 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) 疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途として、次により行う。</p> <p>「輸入差止申立書」又は「輸入差止情報提供書」、これらの添付資料等、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。</p> <p>～ （同左）</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>(ロ) ~ (ハ) (略)</p> <p>(二) 「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日から1か月以内(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る認定手続の場合には、<u>法第21条の5第1項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間</u>)に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(ホ) (略)</p> <p>(ハ) 認定手続の過程において、輸入者等から疑義貨物について自発的処理を行う旨申出があった場合には、次により取り扱うものとする。 (略) 廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄の場合 当該処理を認め、処理が行われたことを確認のうえ認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>二 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21 9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入者等は疑義貨物及び侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 (イ) ~ (ロ) (略) (ハ) 関税法第75条(外国貨物の積戻し)の規定による疑義貨物の積戻し</p> <p>(二) ~ (ハ) (略)</p> <p>□ 国際郵便物の場合 (イ) 権利者からの輸入同意書の提出 (ロ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正 (ハ) 任意放棄</p> <p>(2) 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的</p>	<p>(ロ) ~ (ハ) (同左)</p> <p>(二) 「認定手続開始通知書(輸入者等用)」の日付の日から1か月以内に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。</p> <p>(ホ) (同左)</p> <p>(ハ) 認定手続の過程において、輸入者等から疑義貨物について自発的処理を行う旨申出があった場合には、次により取り扱うものとする。 (同左) 廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄の場合 当該処理(証拠を提出し、意見を述べるための期間中である場合の積戻し又は貨物の現況等により侵害物品に該当する可能性が高いと認められる場合の積戻しを除く。)を認め、処理が行われたことを確認のうえ認定手続を取りやめるものとする。</p> <p>二 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21 9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入者等は疑義貨物及び侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合 (イ) ~ (ロ) (同左) (ハ) 関税法第75条(外国貨物の積戻し)の規定による疑義貨物の積戻し(証拠を提出し、意見を述べるための期間中である場合又は貨物の現況等により侵害物品に該当する可能性が高いと認められる場合の積戻しを除く。)</p> <p>(二) ~ (ハ) (同左)</p> <p>□ 国際郵便物の場合 (イ) 権利者からの輸入同意書の提出 (ロ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正 (ハ) 任意放棄</p> <p>(2) 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的</p>

新	旧
<p>処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については関税法基本通達67-3-13(検査における見本の採取)により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸入者等が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</p> <p><u>権利者に対して「疑義貨物(侵害物品)修正に係る意見徴求書」(T-1835)により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害品でないと認められる場合には、輸入を認める(ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めないこと)。</u></p> <p>(ニ) (略)</p> <p>ロ 国際郵便物の場合</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 名あて人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</p> <p><u>権利者に対して「疑義貨物(侵害物品)修正に係る意見徴求書」により5日以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与え、当該期限を経過した日以後、意見が述べられた場合には当該意見を踏まえ、当該修正後の物品が侵害品でないと認められる場合には、取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</u></p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(侵害物品等の積戻しの取扱い)</p> <p>21 10 疑義貨物又は侵害物品の積戻しを行おうとする者は、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条(輸出の承認)の規定により、輸出承認が</p>	<p>処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については関税法基本通達67-3-13(検査における見本の採取)により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 輸入者等が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</p> <p><u>輸入を認める(ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章の輸入は認めないこと)。</u></p> <p>(ニ) (同左)</p> <p>ロ 国際郵便物の場合</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 名あて人が侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合</p> <p><u>取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。</u></p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>(商標権に係る侵害物品等の積戻しの取扱い)</p> <p>21 10 商標権に係る侵害物品の積戻しを行おうとする者は、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第2条(輸出の承認)の規定により、輸出承認が</p>

新旧対照表

(関税定率法基本通達)

新	旧
<p>必要であるが、<u>商標権に係る侵害物品</u>の輸出承認の申請があっても承認されないので留意すること。</p> <p>(認定後の取扱い) 21 11 - 1 (略)</p> <p>(通関解放が行われた貨物の取扱い) 21 11 - 2 <u>発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記21 11 - 1の(1)に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する(発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。) とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通関解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。</u></p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続) 21 12 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第21条第2項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 イ～ロ (略)</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い) 21の2 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 (1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T -1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるも</p>	<p>必要であるが、<u>当該物品</u>の輸出承認の申請があっても承認されないので留意すること。</p> <p>(認定後の取扱い) 21 11 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続) 21 12 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第21条第2項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。 イ～ロ (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い) 21の2 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 (1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「輸入差止申立書」(T -1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるも</p>

新	旧
<p>のとする。</p> <p>イ 申立人 <u>輸入差止申立てを行うことができる者は、原権利者又は専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者とする。なお、代理人に輸入差止申立ての手續を委任することを妨げない。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 添付書類等 (イ) 添付が必要な資料等 (略) <u>侵害の事実を疎明するための資料等</u> <u>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</u></p> <p>A <u>特許権又は実用新案権を侵害する物品については、次の資料を添付させることとする。</u></p> <p>a <u>当該物品が権利の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(d)までの事項を記載したもの</u></p> <p>(a) <u>特許(実用新案登録)請求の範囲に記載された請求項のうち申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、権利の技術的範囲の説明</u></p> <p>(b) <u>侵害物品の技術的構成を上記(a)の記載と対応させた、侵害物品の具体的態様の特定(例えば、上記(a)の構成要件が「半径10～15cmの円形」であるとき、侵害物品の形が円形であること及びその半径(10～15cmの範囲内)を特定する。)して記載した書類</u></p> <p>(c) <u>上記(a)に記載した構成要件と上記(b)に記載した技術的構成を対比して説明した、侵害物品が権利の技術的範囲に属する理由について構成要件ごとに対比した書類</u></p> <p>(d) <u>侵害物品が当該権利の技術的範囲と均等であることを主張する場合には、その理由及び証拠</u></p> <p>b <u>侵害物品の外形的特徴等を示す資料(サンプル、型番又は型式等を示す資料等)</u></p> <p>B <u>平成6年1月1日以降に出願し登録された実用新案権(特許法等の一部を改正する法律(平成5年法律第26号)による改正</u></p>	<p>のとする。</p> <p>イ 申立人 <u>輸入差止申立てを行うことができる者は、原権利者又は専用使用権者とする。なお、代理人に輸入差止申立ての手續を委任することを妨げない。</u></p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 添付書類等 (イ) 添付が必要な資料等 (同左) <u>侵害の事実を疎明するための資料等</u> <u>輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等</u></p>

新	旧
<p>後の実用新案法の適用を受けるもの)については、実用新案技術評価書を添付させるとともに、実用新案法第29条の2 ((実用新案技術評価書の提示))の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し(権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱い、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載させる。)を添付させることとする。</p> <p>(注)権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。</p> <p>C 意匠権侵害物品については、次の資料を添付させることとする。</p> <p>a 当該物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの</p> <p>(a) 登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合態様を具体的に記載した、登録意匠の説明</p> <p>(b) 上記(a)に対応させた侵害物品(部分)の特定及び説明</p> <p>(c) 上記(a)の登録意匠と上記(b)の侵害物品を対比して説明した、侵害物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由</p> <p>b 侵害物品の外形的特徴等を示す資料(サンプル、型番又は型式等を示す資料等)</p> <p>D 育成者権侵害物品については、品種登録簿における特性記録部のうち侵害物品の識別に必要な部分を明示したもの、外観から侵害物品を識別できる形状、色、切断面等を記載した資料又は図面及び真正品のDNA鑑定書(キクの切花等外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。)を添付させることとする。この場合において、DNA鑑定書につい</p>	

新	旧
<p><u>て、農林水産省生産局種苗課に確認を求めるとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るDNA鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。</u></p> <p><u>なお、侵害の事実とは、海外で製造された物品が日本国内に輸入されると権利侵害に該当することとなる場合を含むことに留意する。</u></p> <p><u>通関解放金の額の算定の基礎となる資料</u></p> <p><u>特許権、実用新案権又は意匠権に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額(当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料を提出させるものとする。)</u></p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 輸入差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等</p> <p>知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税関が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>~ (略)</p> <p><u>並行輸入に係る資料等</u></p> <p><u>特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る並行輸入品の差止めを求める場合は、前記21-7の(2)に掲げる合意の内容を確認することができる資料及び表示方法を示す資料を提出させ、「輸入差止申立書」の6の(2)「並行輸入に関する参考事項」欄に次の事項を必ず記載させるものとする。</u></p> <p><u>A 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されていること</u></p> <p><u>B 当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されてい</u></p>	<p><u>なお、侵害の事実とは、海外で製造された物品が日本国内に輸入されると権利侵害に該当することとなる場合を含むことに留意する。</u></p> <p>(同左)</p> <p>(ロ) 輸入差止申立ての受理の際及び受理後に必要に応じて追加して受理する追加資料等</p> <p>知的財産調査官は、申立人から次に掲げる資料を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申し出があった場合において、輸入差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、税関が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしようとして差し支えない。</p> <p>~ (同左)</p> <p><u>並行輸入に係る資料等</u></p>

新	旧
<p>る旨の表示方法</p> <p>C 権利者名及び譲受人名</p> <p>D 当該製品について当該権利に係るものとして徴収し、又はその契約を締結したライセンス料の金額</p> <p>(注) この場合には、契約書等当該金額を証明できる資料を添付させることとする。</p> <p>(略)</p> <p>(注) 平成15年3月31日までに輸入差止情報提供が行われた特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る輸入差止申立て(前記21-4なお書により従前のおりの取扱いを行うこととされている間に当該申立てが行われたものに限る。)に係る添付資料は、情報提供の際に提出されているもので今後も使用できるものについては、新たにその提出を求めないこととする。</p> <p>二 (略)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 ただし、に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。</p> <p>~ (略)</p> <p>なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)のロ及び同項の(1)のハの(イ)のによる取扱いが行われる旨を教示することとする。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 「輸入差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実を確認することができること。</p> <p>ロ~ハ (略)</p>	<p>(同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 ただし、に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 「輸入差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の商標権、著作権又は著作隣接権を侵害している事実を確認することができること。</p> <p>ロ~ハ (同左)</p>

新	旧
<p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い イ～ニ (略) <u>(注) 輸入差止申立ての有効期間内に、権利の譲渡等により、申立人が権利を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(8)による撤回を行うよう教示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 輸入差止申立ての撤回 申立人から輸入差止申立有効期間内に当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税関は、他税関にもその旨を通報する。 なお、輸入差止申立ての撤回の申出は、当該輸入差止申立てを受け付けた税関に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。 <u>(注) 輸入差止申立ての有効期間中に権利の譲渡等により申立人が権利を有しないこととなったことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようするとともに、本省及び当該申立てに係る他の税関に通報することとする。</u></p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い) 21の2 2 輸入差止情報提供の方法及びその取扱いは、次による。 (1) 輸入差止情報提供の手続 輸入差止情報提供をしようとする権利者には、「輸入差止情報提供書」(T-1920) 及び所要の添付書類等を次により提出させることにより行わせるものとする。 イ 情報提供者 輸入差止情報提供を行うことができる者は、原権利者又は<u>専用利用権者</u>とする。 なお、代理人に情報提供手続を委任することを妨げない。 ロ (略) ハ 提出書類等 (イ) 添付が必要な資料等 (略) 侵害物品と確認できる資料等 () 権利が設定登録された回路配置の拡大カラー写真、自己の権利</p>	<p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い イ～ニ (同左)</p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(8) 輸入差止申立ての撤回 申立人から輸入差止申立有効期間内に当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税関は、他税関にもその旨を通報する。 なお、輸入差止申立ての撤回の申出は、当該輸入差止申立てを受け付けた税関に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。</p> <p>(輸入差止情報提供の取扱い) 21の2 2 輸入差止情報提供の方法及びその取扱いは、次による。 (1) 輸入差止情報提供の手続 輸入差止情報提供をしようとする権利者には、「輸入差止情報提供書」(T-1920) 及び所要の添付書類等を次により提出させることにより行わせるものとする。 イ 情報提供者 輸入差止情報提供を行うことができる者は、原権利者又は<u>専用実施(利用)権者</u>とする。 なお、代理人に情報提供手続を委任することを妨げない。 ロ (同左) ハ 提出書類等 (イ) 添付が必要な資料等 (同左) 侵害物品と確認できる資料等 () 輸入差止情報提供に係る真正商品と侵害物品を識別することが</p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>を侵害していると認める回路配置の拡大カラー写真、権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物及び自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物とする。</p> <p>(削る)</p> <p>() 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号) 第24条(善意者に対する特例) 第1項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。)</p> <p>代理人が輸入差止情報提供を行う場合 原権利者又は専用利用権者が代理人に情報提供を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証する書類</p> <p>(〇) 輸入差止情報提供書の受付後、必要に応じて受理する追加資料等 知的財産調査官は、情報提供者から次に掲げる資料等を追加したい旨の申し出があった場合において、取締りを実施するために必要と認</p>	<p>できるサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもののその他の識別方法等</p> <p>なお、回路配置利用権については、権利が設定登録された回路配置の拡大カラー写真、自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大カラー写真、権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物及び自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物とする。</p> <p>() 平成6年1月1日以降に出願(特許法等の一部を改正する法律(平成5年法律第26号) による改正後の実用新案法の適用を受けるものに限る。) し登録された実用新案権については、実用新案技術評価書を提出させるとともに、実用新案法第29条の2(実用新案技術評価書の提示) の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し</p> <p>なお、権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが提出されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止情報提供書」が受け付けられていないものと取り扱う。</p> <p>また、「輸入差止情報提供書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報を記載させる。</p> <p>(注) 権利者が実用新案技術評価書を請求し、これを取得しているか否かは実用新案公報又は特許庁公報の技術評価リストに記載されている。</p> <p>() 回路配置利用権については、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号) 第24条(善意者に対する特例) 第1項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。)</p> <p>代理人が輸入差止情報提供を行う場合 原権利者又は専用実施(利用) 権者が代理人に情報提供を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証する書類</p> <p>(〇) 輸入差止情報提供書の受付後、必要に応じて受理する追加資料等 知的財産調査官は、情報提供者から次に掲げる資料等を追加したい旨の申し出があった場合において、取締りを実施するために必要と認</p>

新旧対照表

(関税込率法基本通達)

新	旧
<p>めるときは、当該資料等を逐次受け付け、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、追加された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>～ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>__ 輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類 (削る)</p> <p>__ <u>侵害物品の輸出者その他侵害物品に関する情報</u></p> <p>二 (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>21の3 1 法第21条の3(申立てに係る供託等)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要件</p> <p>法第21条の3第1項(金銭の供託)に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p>	<p>めるときは、当該資料等を逐次受け付け、各税関及び関係部署に通知する。この場合において、追加された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。</p> <p>～ (同左)</p> <p><u>上記(イ) ()の規定によるもののほか、情報提供者が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し</u></p> <p>__ 輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類</p> <p><u>並行輸入に係る資料等</u></p> <p><u>情報提供者が並行輸入品の差止めを求める場合は、前記21-7(2)に掲げる合意の内容を確認することができる資料及び表示方法を示す資料を提出させ、「輸入差止情報提供書」の5(2)「並行輸入に関する参考事項」欄に次の事項を必ず記載させるものとする。</u></p> <p>A <u>当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されていること</u></p> <p>B <u>当該製品の販売先又は使用地域から我が国が除外されている旨の表示方法</u></p> <p>C <u>権利者名及び譲受人名</u></p> <p><u>侵害物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害物品に関する情報</u></p> <p>二 (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>21の3 1 法第21条の3(申立てに係る供託等)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 供託命令の要件</p> <p>法第21条の3第1項(金銭の供託)に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、<u>生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</u></p> <p>□ 供託の期限 法第21条の3第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(T - 1940) の日付けの日の翌日から起算して10日以内とする。<u>ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、3日以内とする。</u></p> <p>八 供託額 (イ) 法第21条の3第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。 ~ (略) <u>生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額(当該貨物の課税価格とする。)</u> — (略) (ロ) 上記(イ)の額の算定に当たっては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。<u>ただし、下記二なお書の場合には、あらかじめ、上記八の(イ)の取扱いとなる旨を輸入者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。</u></p> <p>二 供託命令の手続 知的財産調査官、知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては発見部門の長。以下(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、知的財産担当官(知的財産担当官が配置されていない官署にあっては発見部門の長)が供託命令を行った場合には、知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。 <u>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、口頭により申立人に対して供託命令を行い(併せてFAX等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。)当該命令に従う</u></p>	<p>とする。</p> <p>□ 供託の期限 法第21条の3第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」(T - 1940) の日付けの日の翌日から起算して10日以内とする。</p> <p>八 供託額 (イ) 法第21条の3第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。 ~ (同左) — (同左) (ロ) 上記(イ)の額の算定に当たっては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。</p> <p>二 供託命令の手続 知的財産調査官、知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては発見部門の長。以下(2)から(9)までにおいて「知的財産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長(収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。)に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。 この場合において、知的財産担当官(知的財産担当官が配置されていない官署にあっては発見部門の長)が供託命令を行った場合には、知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p>

新	旧
<p><u>意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない(法第21条の3 第11項の通知を行うことに留意する。)</u>。この場合において、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「<u>生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書</u>」(T-1945) 正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを返付させるものとする。</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>(略)</p> <p>法第21条の3 第3項(有価証券の供託) に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が确实と認めるもの」とは、関税法基本通達9の6 - 1(関税の担保の種類) の(1)及び(2)に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号) 第129条第1項に規定する振替社債等については、<u>振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)</u>以外のものは認めないこととする。</p> <p>(ロ) ~ (ニ) (略)</p> <p>ロ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(1) 支払い保証委託契約の相手方</p> <p>法第21条の3 第5項(供託に代わる契約) の契約(以下この項において「<u>支払保証委託契約</u>」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法(昭和56年法律第59号) による銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号) による長期信用銀行、農林中央金庫法(大正12年法律第42号) による農林中央金庫、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号) による商工組合中央金庫、信用金庫法(昭和26年法律第238号) による信用金庫及び保険業法(平成7年法律第105号) 第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されて</p>	<p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(1) 供託物の種類</p> <p>(同左)</p> <p>法第21条の3 第3項(有価証券の供託) に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が确实と認めるもの」とは、関税法基本通達9の6 - 1(関税の担保の種類) の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>(ロ) ~ (ニ) (同左)</p> <p>ロ 支払い保証委託契約を締結する場合</p> <p>(1) 支払い保証委託契約の相手方</p> <p>法第21条の3 第5項(供託に代わる契約) の契約(以下「<u>支払保証委託契約</u>」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法(昭和56年法律第59号) による銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号) による長期信用銀行、農林中央金庫法(大正12年法律第42号) による農林中央金庫、商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号) による商工組合中央金庫、信用金庫法(昭和26年法律第238号) による信用金庫及び保険業法(平成7年法律第105号) 第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 認定手続の取りやめ</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されて</p>

新	旧
<p>いる期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせること。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。</p> <p><u>生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>(5) 供託された金銭等の還付</p> <p>イ 権利の実行の申立ての手続</p> <p>(イ) 輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成6年法務省令・大蔵省令第5号。以下「供託金規則」という。)第1条(申立ての手続)に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。</p> <p>～ (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(特許庁長官意見照会請求の手続)</u></p> <p>21の4 - 1</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」(T-2060)とする。</p> <p>(2) 令第61条の10に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、<u>輸入差止申立ての際に提出された資料と重複するものであっても、特許庁長官へ提出するため必要なサンプル等特許庁長官意見照会に際し必要と認めるものは、提出を求めることとする。</u></p> <p><u>(特許庁長官意見照会手続)</u></p> <p>21の4 - 2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(T-2070)に次の資料を添付し、<u>特許庁長官に提出して行うこととする。</u></p>	<p>いる期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせること。</p> <p>なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5) 供託された金銭等の還付</p> <p>イ 権利の実行の申立ての手続</p> <p>(イ) 輸入差止申立てに係る損害賠償供託金に関する規則(平成6年法務省令・大蔵省令第5号。以下「供託金規則」という。)第1条(申立ての手続)に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。</p> <p>～ (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ～ハ (同左)</p> <p>(6)～(9) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>A <u>前記21の2 - 1の(1)の八の(イ)の Aのaの資料の写し(サンプル等は、前記21の4 - 1の(2)により申立特許権者等(法第21条の4 第1項に規定する「申立特許権者等」をいう。以下同じ。)に追加提出させたもの)</u></p> <p>B <u>前記21の4 - 1の(2)による資料</u></p> <p>C <u>下記(2)により輸入者等及び申立特許権者等が述べた意見が記載された書類</u></p> <p>D <u>輸入差止申立書及びその添付資料等並びに令第61条の3 第1項の規定により提出された証拠及び述べられた意見が記載された書面の写し(これらが書面でない場合その他写しをとることが適当でない場合には、前記21の4 - 1の(2)により申立特許権者等に追加提出させたもの)</u></p> <p>E <u>その他参考になると思われる資料等</u></p> <p>(2) <u>特許庁長官意見照会の求め(以下この項において「請求」という。)があった場合には、上記(1)の書面及び添付資料について、5日以内の期限を定め、輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」(T-2080)により、当該資料の写しを添えて、意見を求めることとする。なお、上記(1)の書面及び21の4 1の(2)の資料以外に特許庁長官に提出する資料がある場合には、当該資料について、申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」により、意見を求めることとする。この場合において、輸入者等又は申立特許権者等に意見がある場合には、書面により行わせるものとする。</u></p> <p>(3) <u>令第61条の11 第1項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様の「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記21の2 - 1の(1)の八の(イ)の Aのaの(b)又は同項の(1)の八の(イ)の Cのaの(b)と同等のものとする。</u></p> <p>(4) <u>請求が行われた日が法第21条の4 第1項に規定する10日経過日(同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。)の末日である等上記(2)の期限(輸入者等に対して意見を求める場合に限る。)として10日経過日までの日を定めることが困難な場合には、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、申立特許権者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ申立特許権者等に教示するものとする。</u></p>	

新	旧
<p>(5) <u>税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</u></p> <p>(6) <u>特許庁長官意見照会を行った場合には、申立特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」(T-2090)により、その旨を通知する。</u></p> <p>(7) <u>次の場合には、請求があっても、法第21条の4第2項の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>輸入者が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ロ <u>契約関係を示す証拠等により当該物品について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができることが確実と認められる場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ハ <u>輸入者等が、前記21-9による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合(自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。)</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ニ <u>令第61条の11第1項に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ホ <u>当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「特許庁長官意見照会に係る意見徴求書」の輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">なお、<u>法第21条の5第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会を行わないこととするので、留意する。</u></p> <p>(8) <u>上記(7)の場合には、速やかに、申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(T-2100)により、その旨を通知する。</u></p> <p>(9) <u>特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」(T-2110)により、その旨及び内容(認定の基礎とする部分に限る。)を通知するとともに、5日以内の期限を付して意見を述べ、又は証拠を提出することを認めることとする。</u></p> <p>(10) <u>特許庁長官意見照会を行った場合で、特許庁長官の回答前に、該当認定を行った場合又は法第21条第7項若しくは第21条の3第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(T-2120)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</u></p>	

新	旧
<p>(特許庁長官意見照会ができる期間の延長)</p> <p>21の4 - 3 法第21条の4第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」(T-2130)により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p> <p>(通関解放手続)</p> <p>21の5 - 1</p> <p>(1) 法第21条の5第1項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p> <p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p> <p>(2) 法第21条の4第1項に規定する通知日から起算して5日以内に、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(T-2140)により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記21の4 - 3の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3) 令第61条の12に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」(T-2150)とし、同条第5号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記21の5 - 2の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。</p> <p>(4) 法第21条の5第3項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(T - 2160) により、行うこととする。</p> <p>(5) 後記21の5 - 2の(2)のイの(二)の供託書正本又は同項の(2)のロの(II)の届出書により、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等に対して「認定手続取りやめ通知書(輸入者等用)」(T - 2170) により、申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書(申立特許権者等用)」(T - 2180) により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。なお、申立特許権者等に対しては、併せて、輸入者等の氏名又は名称及び住所を通知することとする。</p> <p>(通関解放金)</p> <p>21の5 - 2 法第21条の5第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 法第21条の5第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(T - 2190) の日付けの日の翌日から起算して10日以内とする。</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第21条の5第3項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>特許権、実用新案権又は意匠権のライセンス料に相当する額(これらの権利に係る裁判において認定された額、過去1年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。)</p> <p>輸入者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額(課税価格の20%を目安に算定する。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の額の算定に当たっては、輸入差止申立ての際に提出された資料(追加して提出された資料を含む。)等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とするとともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。</p> <p>ハ 知的財産調査官又は知的財産担当官(これらの者が配置されていない官署にあっては発見部門の長。下記(2)から(9)までにおいて「知的財</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>産調査官等」という。)は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通関解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通関解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p><u>この場合において、知的財産担当官(知的財産担当官が配置されていない官署にあっては発見部門の長)が供託命令を行った場合には、知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通関解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</u></p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p><u>法第21条の5第3項に規定する「金銭」については、関税法基本通達9の4-1(関税の納付に関する用語の意義)の(1)の規定に準じて取り扱う。</u></p> <p><u>法第21条の5第4項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が确实と認めるもの」については、関税法基本通達9の6-1(関税の担保の種類)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等については、振替国債(その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)以外のものは、認めないこととする。</u></p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p><u>国債、地方債その他の有価証券の価額は、関税法基本通達9の6-3(国債及び地方債の価額)及び9の6-4(社債等の担保金額)の規定に準じて取り扱う。</u></p> <p>(ハ) 供託場所</p> <p><u>金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄りの供託所に行わせるものとする。</u></p> <p>(ニ) 供託書正本の提出</p> <p><u>供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(T-1950)(2部。原本、申立特許権者等交付用)に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」(「供託書</u></p>	

新	旧
<p><u>正本提出書」の交付用)を当該輸入者等に交付し、前記21の5 - 1の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。</u></p> <p>□ <u>支払保証委託契約を締結する場合</u></p> <p>(イ) <u>支払保証委託契約の相手方</u> <u>法第21条の5第6項((供託に代わる契約))の契約(以下「支払保証委託契約」という。)の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。</u></p> <p>(ロ) <u>支払保証委託契約の届出</u> <u>供託をすべき輸入者等には、支払保証委託契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を「支払保証委託契約締結届出書」(T - 1960)(2部。原本、輸入者等交付用)に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。</u> <u>収納課長等は、当該契約書の内容が令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合すると認めるときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」(「支払保証委託契約締結届出書」の交付用)を供託をすべき輸入者等に交付し、前記21の5 - 1の(5)による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(ロ)の手續と同時に進めさせるものとする。</u></p> <p>(3) <u>供託等をしない場合の取扱い</u> <u>イ 「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸入者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき(下記ロにおいて「供託しない場合」という。)は、収納課長等は知的財産調査官等に</u></p>	

新	旧
<p><u>その旨を通報する。</u></p> <p>□ <u>上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、願出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。</u></p> <p>ハ <u>知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」(T-2200)を申立特許権者等及び輸入者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>供託された金銭等の還付</u></p> <p>イ <u>権利の実行の申立ての手続</u></p> <p>(イ) <u>供託金規則第7条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう(前記21の3-1の(5)のイの(イ)のに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。)</u></p> <p>(ロ) <u>申立特許権者等には、供託金規則様式第四による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。</u></p> <p>□ <u>輸入者等からの意見聴取</u></p> <p><u>収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、金銭等を供託した輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。</u></p> <p>ハ <u>確認書交付手続</u></p> <p><u>収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けべき者と認めるときは、供託金規則様式第五の確認書及び当該供託に係る供託書正本(確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合には、「供託書正本保管証明書」(T-1980)を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、「供託書正本保管証明書」の写しをもってその旨を通報する。この場合において、供託書の正本を交付したときは輸入者等に交付した「供</u></p>	

新	旧
<p>託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。</p> <p>(5) 有価証券の換価</p> <p>イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部に、供託書正本を添付して、供託所に提出する。</p> <p>ロ 収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手續))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。 有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。</p> <p>ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書に、同規則第20号書式により作成した「供託通知書」を添付して、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。なお、「供託通知書」の住所・氏名欄は、換価した有価証券を供託した輸入者等の住所・氏名を記載する。</p> <p>(6) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(1) 金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(T-1990)に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面</p> <p>損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面</p> <p>輸入者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面</p> <p>その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面</p> <p>(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等に、当該書面の真偽等について意見を述べる機会を与える。</p> <p>(ハ) 収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書及び供託</p>	

新	旧
<p>書正本（<u>証明書に記載された取戻確認金額が供託額の一部であり、取戻しが還付に先行する場合には、「供託書正本保管証明書」を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。</u></p> <p>□ <u>支払保証委託契約が締結された場合の取扱い</u></p> <p>(イ) <u>収納課長等は、輸入者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(T-2000)(2部。原本、輸入者等交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したものを)を添付して提出させる。</u></p> <p>(ロ) <u>収納課長等は、契約書の内容が令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合すると認めるときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸入者等交付用)供託金規則様式第三の証明書及び供託書の正本を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。</u></p> <p>ハ <u>供託物が差し替えられた場合の取扱い</u></p> <p>(イ) <u>収納課長等は、輸入者等から、「供託物差替承認申請書(供託書正本提出書兼用)」(T-2010)(2部。原本、輸入者等交付用)及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。</u></p> <p>(ロ) <u>収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受領することが適当であると認めるときは、輸入者等に対して、「供託物差替承認書(供託書正本預り証兼用)」(輸入者等交付用)供託金規則様式第三の証明書及び差替え前の供託書正本を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書(供託物正本預り証兼用)」の写しをもってその旨を通報する。</u></p> <p>ニ <u>訴えを提起しなかった場合の取扱い</u></p> <p><u>申立特許権者等が法第21条の5第13項の規定による通知を受けた日から30日(以下二において「通知後30日」という。)以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。</u></p> <p>(イ) <u>金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」(T-1990)に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えな</u></p>	

新	旧
<p><u>い。</u></p> <p><u>(ロ) 収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記(イ)による申請書(上記(イ)による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。)を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出させることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(ハ) 収納課長等は、上記(ロ)の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後30日以内に当該訴えの提起をしなかった事実を確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書及び供託書正本(証明書に記載された取戻確認金額が供託額の一部であり、取戻しが還付に先行する場合には、「供託書正本保管証明書」)を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。</u></p> <p><u>ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収するものとする。</u></p> <p><u>(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行</u> <u>支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求(以下「証明書交付請求」という。)があった場合の取扱いは、次による。</u></p> <p><u>イ 支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」(T-2020)に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。</u></p> <p><u>ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。</u></p> <p><u>ハ 収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めるときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」(T-2030)を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。</u></p>	

新	旧
<p>(8) <u>支払保証委託契約の解除及び内容の変更</u></p> <p><u>イ 支払保証委託契約の解除</u></p> <p>(イ) <u>支払保証委託契約を解除しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」(T-2040)(2部。原本、輸入者等交付用)に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。</u></p> <p>(ロ) <u>収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」(輸入者等交付用)を交付するとともに、下記 の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</u></p> <p><u>損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合</u></p> <p>(注) <u>承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等に、事実関係について意見を述べる機会を与えること。</u></p> <p><u>解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合</u></p> <p><u>解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合</u></p> <p><u>ロ 支払保証委託契約の内容の変更</u></p> <p>(イ) <u>支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」(T-2050)(2部。原本、輸入者等交付用)に、契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して、収納課長等に提出させる。</u></p> <p>(ロ) <u>収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第61条の13において準用する令第61条の7第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」(輸入者等交付用)を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。</u></p>	